

# 岡山市子どもを虐待から守る条例

ひとりで、またひとつの機関だけでは、子どもを虐待から守ることはできません。学校園や、病院、警察をはじめ、地域の関係機関、そしてあなたも、子どもの笑顔を守るネットワークの一員です。もしあなたの周りで、心配なご家庭の様子に気づいた時には、下記の相談機関に連絡してください。

(※相談・連絡者の秘密は守られます)

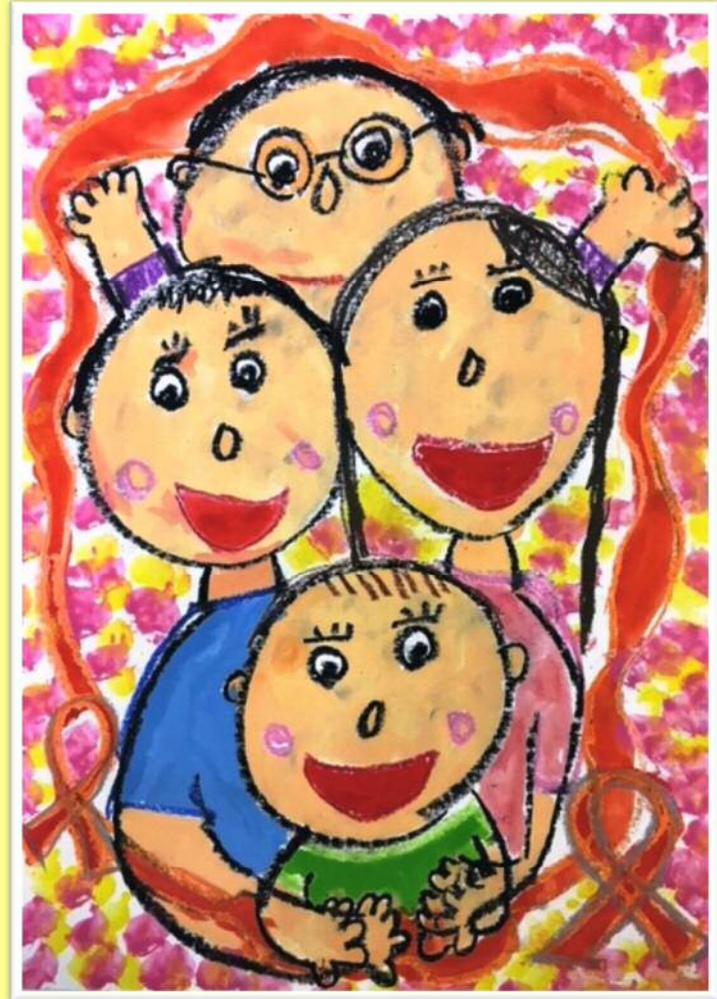


## 相談・連絡先一覧

こども総合相談所 (児童相談所)	086-803-2525
北区中央福祉事務所内 地域こども相談センター	086-803-1824
北区北福祉事務所内 地域こども相談センター	086-251-6521
中区福祉事務所内 地域こども相談センター	086-901-1234
東区福祉事務所内 地域こども相談センター	086-944-0131
南区西福祉事務所内 地域こども相談センター	086-281-9652
南区南福祉事務所内 地域こども相談センター	086-261-7127

### 児童相談所 全国共通ダイヤル

※お近くの児童相談所に電話がつながりません。一部のIP電話からはつながりません。



オレンジリボンポスターコンテスト2018年度 岡山市長賞(小学生の部)作品



オレンジリボンは、子ども虐待防止を願うシンボルマークです。岡山市では2007年から、地域のみなさんと市民協働で、11月の児童虐待防止推進月間を中心にオレンジリボンキャンペーンに取り組んでいます。

「岡山市子どもを虐待から守る条例」は、地域のみなさんとともに、すべての子どもたちを虐待から守り、安心して健やかに育つことができるまちづくりを進める条例です。2018年12月に議員提案で制定され、2019年4月1日に施行されました。

岡山市

## 基本理念

- 虐待は重大な人権侵害であり、決して行ってはいけません
- 子どもの最善の利益や安全を最優先に考えます
- 虐待を見逃さず、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めます

### 市役所



## 第4条 市の責務

- 虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先します
- 虐待のないまちづくりの推進のために必要な支援を行います
- 虐待から子どもを守るための人材育成を行います
- 関係機関との連携強化のため、要保護児童対策地域協議会の円滑な運営、活性化を図ります
- 虐待防止のための心の健康に関する環境の整備や虐待防止に必要な調査研究、検証を行います

## 第5条 市民等の責務

(市民・市内に勤務する人など)

- 地域の子どもの子育て家庭を見守り、地域社会から孤立しないよう応援します
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告受理機関\*に通告します
- 通告受理機関\*が行う子どもの安全確認・安全確保に協力するよう努めます



## 子どもたちを虐待から守るために

## 第6条 保護者の責務

- 虐待を決して行いません
- 子どもの自主性、自発性をはぐくむ健全な養育に努めます
- 子どもの心身の健康の保持、安全確保について発達年齢に応じた配慮を怠りません
- 通告受理機関\*が行う子どもの安全確認・安全確保に協力します
- 通告受理機関\*または関係機関等による指導・助言・支援を受けた場合は、必要な改善等を行います



## 第7条 関係機関等の責務

(学校・幼稚園・保育所・医療機関など)

- 互いに連携し、虐待の未然防止、早期発見に努めます
- 虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに通告受理機関に通告します
- 専門的な知識及び技術の修得に関する研修を職員が受けるなど、虐待に対して適切な対応を行うための体制整備に努めます
- 通告受理機関\*が行う子どもの安全確認・安全確保に協力するよう努めます
- 施設等から子どもが地域に戻ってきたときは見守り支援します



### 子ども虐待とは

親または親に代わる保護者が、子どもの体や心を傷つけ健やかな成長・発達を妨げる行為をいいます。親が「しつけ」だと思っても、その行為が、子どもの心身を傷つけるものであれば、「虐待」です。

#### 身体的虐待

なぐる、けるなど、子どもの生命や健康に危険のある身体的な暴行



#### 心理的虐待

子どもの心を傷つけるような言動や、DVを子どもに見せるなど



#### ネグレクト (不適切な養育)

自動車や家に置き去りにするなど子どもの健康や安全への配慮を怠ること



#### 性的虐待

子どもへの性的行為の強要、被写体にするなど



### 虐待の未然防止

- ✿ 子育て支援施策の充実をはかります
- ✿ 安心して子育てができる環境を整備します
- ✿ 経済的に困難な状況にある子育て家庭や子どもに対し必要な施策を行います

### 早期発見・早期対応

- ✿ 相談・通告しやすい環境づくりを進めます
- ✿ 早期対応のため関係機関と情報を共有します
- ✿ 通告後48時間以内の安全確認を行います

※通告受理機関…こども総合相談所、地域こども相談センター

### 虐待を受けた子どもたちへの支援

- ✿ 虐待を受けた子どもの心身の健やかな成長・発達のために適切な保護および支援を行います
- ✿ 虐待を受けた子どもが年齢や能力に応じた十分な教育が受けられるよう環境整備をします
- ✿ 転出等をした場合、必要な支援が途切れないよう連携を図ります
- ✿ 養育環境を整備するため、児童養護施設や里親等への必要な支援に努めます